

重要事項説明書

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ほおむ・幌向
所在地	岩見沢市幌向南2条2丁目203番地5
連絡先	事業所代表電話：0126-35-4491 FAX：0126-35-1763 E-mail：homehoromui2023@gmail.com
管理者名	岩岡 有希子
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	0175701291号
サービス提供地域	岩見沢市・新篠津村・南幌町・江別市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	8：30～17：00
定休日	土日・祝日及び12月29日～1月3日（病状等により要相談）

(3) 職員体制

管理者 看護職員兼務 1名
看護職員 常勤換算 2.5名以上

2. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

訪問看護を提供することにより、利用者様が有する能力を主体的に発揮し、可能な限り居宅において継続して生活できるよう、健康及び日常生活活動の維持・回復（あるいは穏やかな人生の最終段階）を目指して、在宅医療及び快適な在宅療養生活への支援を行います。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3. サービスの内容

- (1) 訪問看護が必要であると主治医が認めた、要介護者や要支援者に対して、訪問看護師等が、居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。
- (2) 利用者の希望、主治医の指示、居宅サービス計画に沿った訪問看護計画の作成を行います。計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族と面接して解決すべき課題を把握（アセスメント）するとともに、継続的に実施状況の把握と評価をしながら、必要に応じて見直し等を行います。
- (3) 訪問看護計画の内容について利用者・家族に説明するとともに、文書による同意を得ます。作成した訪問看護計画は、利用者またはその家族に交付します。

(4) 利用者・家族等の状況を把握し、サービスの質の向上に努めます。

4. 費用

別紙料金表参照

5. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせを行い、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

6. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事後が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 衛生管理について

当事業所は、看護師等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

感染症の発生予防、蔓延を予防するために、指針、および業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底します。
- (2) 感染症予防およびまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

8. 非常災害対策について

当事業所は、非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め次に掲げる措置を講じます。

- (1) 委員会を概ね1年に1回以上開催するとともに、職員に周知徹底します。
- (2) 非常災害に備え定期的（1年に1回程度）に避難、救出、その他必要な訓練を実施します。

9. ハラスメントの防止・対応

- (1) 当事業所は、適切なサービスの確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要の措置を講じます。
- (2) 当事業所は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等がステーションの指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することがあります。

10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

12. 身体拘束等の適正化に関する事項

サービス提供に当り、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。但し利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない、なお身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、事業所等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこととします。

13. 当事業所の連絡窓口（相談・苦情）

訪問看護ステーション ほおむ・幌向 担当者：岩岡有希子	所在地：岩見沢市幌向南2条2丁目203番地5 電話：0126-35-4491 FAX：0126-35-1763 受付時間：8：30～17：00
保険者の窓口 北海道国民健康保険連合会	所在地：札幌市中央区南2条西14丁目 電話：011-231-5161 FAX：011-233-2178 受付時間 平日9：00～17：00
公的団体の窓口 岩見沢市役所高齢介護課	所在地：岩見沢市鳩が丘1丁目1-1 電話：0126-23-4111 FAX：0126-25-0294 受付時間 平日9：00～17：30

14. 提供するサービスの質評価について

- (1) 利用者アンケートの取り組みあり
- (2) 第三者評価なし

2024年4月1日